

韓国の『教育課程』にみられる「キャリア・進路教育」に関する考察

A Study of Career Education Through the New Curriculum for School in Korea

金 泰勲 KIM, Tae Hoon

● 国立教育政策研究所
National Institute for Educational Policy Research

Keywords 教育課程, キャリア教育, 特別活動, 創造的な活動, キーコンピテンシー
curriculum, career education, special activities, creative activities, key competencies

ABSTRACT

本稿は、韓国におけるキャリア教育を『改訂教育課程』を中心に考察したもので、ことに新たに設けられた「創造的な活動時間」を通して児童・生徒のキャリアの現状について取り上げたものである。なかでもキャリア教育の実践のために新設された「創造的な活動」ではキャリア教育が如何に行われているのか、学校ではどのようなカリキュラムを編成しているのか、児童・生徒が自らのキャリアの開発ができるようにどのような施策が行われているのか、について考察したものである。考察の結果、これからの課題として中学校と高校では創意的な活動時間だけでなく、いまよりさらに他の教科との連携及び実践的であり、かつ体系的なキャリア体験活動の教育課程を設ける必要があると言える。

In this study, we examined schemes of performing career education through the reorganization of curriculum for students, for which we reviewed plans to prepare curriculum based on both essential achievement standards and key competencies, to perform career education through the creative experiences, to form a career education network between school, home and social community and to activate it. Thus, the current study showed the following results. For the promotion of the recognition of career development through systematic career education, an ability to develop career should be considered key competence. This should also be accompanied by the reorganization of curriculum education essential achievement standards as well as the extraction of achievement criteria associated with an ability to develop career. Thus, this will eventually contribute to raising the degree of students' recognition of career development. To ensure that

students should be given a variety of experiences with career in a real school setting, the domain of career activities for the creative experiences, introduced from the 2009's revision of curriculum, may be actively used. For the effective career coaching, it is mandatory to form a network between school, home and social community. Based on the above results, we propose the following schemes of performing career education through the reorganization of curriculum for school students. It also is necessary to enhance teachers' ability to reorganize curriculum. It is necessary to implement programs by which experienced-based creative activities are guaranteed.

はじめに

韓国では2001年「教育人的資源部」「財政經濟部」「科学技術部」等の20の省庁による「国家人的資源開発基本計画（案）（2001-2005）」¹が公表された。この計画案によると、子どもたちが将来社会的・職業的に自立した社会の一員として「生存力」を育むことを狙いとした「キャリア・進路教育」²を学校において実施することを定めている。そのために『教育課程』³を改訂することを明かしている。これにより2007年には高等学校の『教育課程』、2009年には中学校の『教育課程』の改訂を通して学校において「キャリア・進路教育」を行なうことになった。こうした『教育課程』の改訂により、中学校や高等学校に選択教科として「進路と職業」が新たにカリキュラムとして設けられた。また、教員免許制度も改革し「キャリア・進路教育」を担当する「進路専担教師」を法的に位置づけている。

また、2011年には「教育部」⁴の組織改編を行い、「キャリア・進路教育政策課」を教育部に設けた。そして「韓国職業能力開発院（KRIVET）」⁵に「平生教育」（生涯学習）機関として「キャリア・進路教育支援センター」を設立・運営している。さらに2013年には「自由学期制」⁶が新しく設けられ、これによって児童・生徒のための「キャリア・進路教育」が本格的に実施されることとなった。本稿の狙いは、韓国における「キャリア・進路教育」について『教育課程』に集点を当てて、「キャリア・進路教育」の動向や現状、問題点を把握し、今後の韓国の「キャリア・進路教育」施策に示唆することにある。

1. 韓国における「キャリア・進路教育法」の導入

大卒者の就職難や少子化による生産年齢人口の減少など、「キャリア・進路教育」に対する危機感が高まるなか、「李明博政権（2008～2013年）」は「キャリア・進路教育総合計画」（2010年2月）や「キャリア・進路教育の活性化推進計画」⁷（2012年1月）など、「キャリア・進路教育」を推進するための事業を積極的に推進するなど、「キャリア・進路教育」に拍車をかけるようになった。こうした「キャリア・進路教育」政策をさらに実践的に行うために、その後の「朴槿恵政権（2013年～）」において職業体験などを含む「自由学期制度」が中学校において導入された。また、「初等学校」（日本の小学校に該当する）から高等学校まで学校種別に「学校におけるキャリア・進路教育の目標と達成基準」を定め、「キャリア・進路教育」の基本的な枠組みと方向性を示した。これらの政策と並行して、「キャリア・進路教育法」の準備も進められるようになり、2015年6月22日、「キャリア・進路教育法」を制定・公布し、同年12月23日から施行している。本則23条から成る同法には、「キャリア・進路教育」の定義や目的のほか、国や地方の責任、専門人材の配置、カリキュラム運営、支援体制の構築などが盛り込まれた。教育部は、今回の法的整備を通して、大学を含めた全ての学校教育段階において体系的で総合的な「キャリア・進路教育」や就職指導の体制を構築し、職業に対する児童・生徒・学生の興味や関心を高め、キャリア選択の幅を広げることに繋げたいとしている。

2. 「平生教育（生涯学習）」から「キャリア・進路教育」への移行のための「キャリア・進路教育」

「キャリア・進路教育法」制定まで韓国のキャリア・進路教育は、憲法や教育基本法に基づき進められていた。大韓民国憲法（1987年10月29日全文改正・公布）の第31条（教育を受ける権利・義務等）によると、①すべての国民は、能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。②すべての国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育と法律が定める教育を受けさせる義務を負う。③義務教育は無償とする。④教育の自主性・専門性・政治的中立性及び大学の自律性は、法律が定めるところによって保障される。⑤国家は、「平生教育」（生涯学習）を振興しなければならない。⑥学校教育及び平生教育を含む教育制度とその運用、教育財政及び教員の地位に関する基本的な事項は法律で定める。ここでいう法律は「教育基本法」を指すもので、その「教育基本法」（1997年12月21日）によると、第1条（目的）この法は、教育に関する国民の権利・義務と国家及び地方自治団体の責任を定め、教育制度とその運営に関する基本的事項を規定することを目的とする。第2条（教育理念）教育は、「弘益人間」⁸の理念のもと、すべての国民をして人格を陶冶し、自主的生活能力と民主市民として必要な資質を備えさせて人間らしい人生を営ませ、民主国家の発展と人類共栄の理想を実現することに寄与することを目的とする。第9条（学校教育）①幼児教育・初等教育・中等教育及び高等教育を実施するために、学校を設置する。②学校は、公共性を持って、学生（児童・生徒・学生を意味する）の教育の他に学術と文化的伝統を維持・発展させ、住民の平生教育のために努力しなければならない。③学校教育は、学生の創造力啓発及び人性の涵養を含む全人的教育を重視して成し遂げられなければならない。④学校の種類と学校の設立・経営等学校教育に関する基本的事項は、別に法律で定める。第21条（職業教育）国家及び地方自治団体は、すべての国民が学校教育と社会教育を通じて、職業に対する素

養と能力の啓発のための教育を受けることができるようにするために必要な施策を樹立・実施しなければならない。

要するに、「キャリア・進路教育法」制定までは、憲法で定めている「平生教育」や「教育基本法」に基づき「キャリア・進路教育」が行なわれていたことが伺える。

3. 「国家的資源開発」による「キャリア・進路教育」

3.1 「第1次キャリア・進路教育5カ年計画（2011～2015）」と「キャリア・進路教育」

「キャリア・進路教育」の認識を高め、支援の土台となったこの計画により、学校において「キャリア・進路教育」を担当させるために、教育部は、2011年3月「教員資格検定領施行規則」を改正して、まずは現職の教員らに570時間の「進路進学カウンセラー」の副専攻資格の研修を通して「進路専担教師」の資格を与え、全国の中学校や高等学校に最低1人の「進路専担教師」の配置を義務化した。2011年1,553人から2014年3月まで全国の94.5%の5,215校で「進路専担教師」が配置され、前述の「進路と職業」を始め、「創意的な体験活動」（総合的な活動時間に該当する）のなかで「キャリア・進路教育」を担当するようになった。こうした「進路専担教師」の配置により、児童・生徒に体系的、かつ質の高い「キャリア・進路教育」を提供できるようになった。

3.2 「第2次キャリア・進路教育5カ年計画（方案）⁹（2016～2020）」と「キャリア・進路教育」

2016年4月5日に公布された「第2次キャリア・進路教育5カ年基本計画方案」は図1 学校種別「キャリア・進路教育」体制と図2 ビジョンと目標及び推進課題に示したように「夢と才能を活かす幸せなキャリア設計をビジョンとし、学習者の自己主導的キャリア開発能力の涵養、充実したカスタマイズされたキャリア教育システムの確立

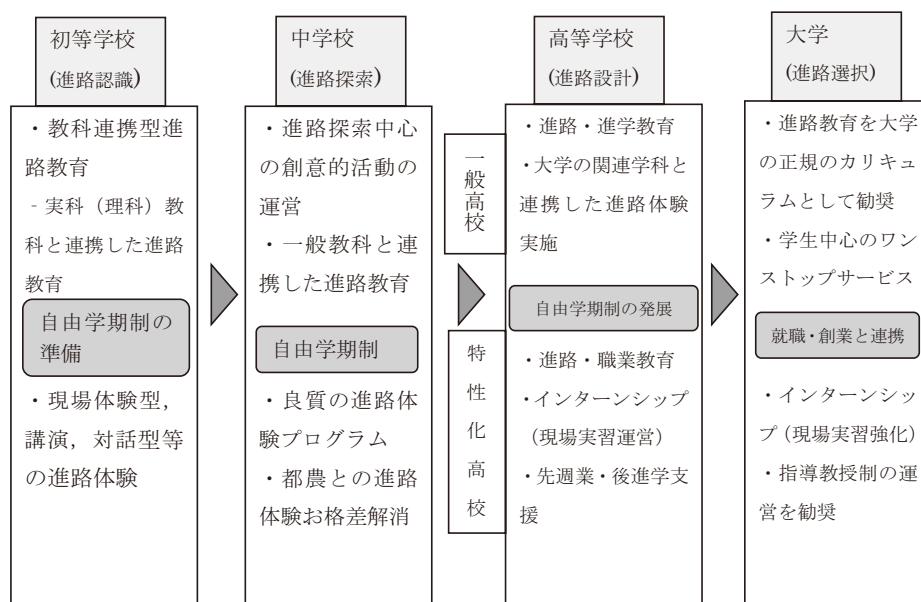


図1 学校種別キャリア教育体制
出所) 教育部報道資料2016年4月5日付。

と国民の幸せな生活と生涯学習社会の実現を目指す」ことを狙いとしている。

この計画案によると、中学校と高等学校において生徒の発達と学校や地域社会の実情に応じて「キャリア・進路教育」を専門的に推進、強化する目的で「特別活動時間」を「自律活動」、「サークル活動」、「ボランティア活動」と細分し、「キャリア・進路教育」との連携教育が設けられている。また、中学校で実施されている「自由学期制」と全国の37の高校で試験的に実施されている「キャ

リア集中学年・学期制」¹⁰とを連携させ、今後「キャリア・進路教育」をより体系的に進めていくこと方針を定めている。

そして「初等学校」にも2016年から「進路担当教師」を補助教師として配置する内容が盛り込まれている。そのために2020年までに保護者や退職シニアなどを中心にボランティアとして3千人以上を採用し、「キャリア・進路教育」を強化する方針でもある。推進すべき主な課題は次の表1の通りである。

表1 初等・中等学校キャリア教育力量強化のための推進課題及び細部課題

初等・中等学校進路教育の力量の強化	進路教育が強化された教育課程の運営の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・進路教育課程の運営の拡大 ・進路教育の集中学年・学期制の運営 ・進路教育活動運営の充実化
	教員及びスタッフの進路教育専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・専門スタッフの拡充 ・進路教育スタッフの専門性の向上
進路教育の対象の拡大	社会的配慮対象者の進路教育の支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ・均等な進路教育機会の提供 ・大衆車及びニーズに応じた進路教育の支援強化
	大学生の進路教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・進路教育課程の拡大 ・大学生進路教育の拡大 ・進路教育人材の拡充及び力量の強化 ・学生のone-stop severの提供

出所) 教育部(2016年4月15日)「自由学期制の定着と拡散のための第2次進路教育5ヵ年基本計画(2016-2020)p.5」

さらに「社会的配慮対象者」¹¹への「キャリア・進路教育」のための支援マニュアルの開発し、実施する同時に、「キャリア・進路教育」への教師の専門性の向上のために研修を行い、保護者にも「キャリア・進路教育」に関する情報を提供すると同時に大学生の「キャリア・進路教育」支援のために「キャリア・進路教育」を大学において正規の教育課程とし、インターンシップ制度を拡大や就職支援、創業・就職の支援を大学、企業、「未来創造科学部」¹²との協力を強化しながら、大学生にワンストップサービスを提供する。

4. 「キャリア体験機関認証制度」¹³の導入

2017年「キャリア体験機関認証制度」を新たに導入することで、キャリア体験の質の向上を強化することとなった。そして、インフラの拡充を狙いとし、専門的な支援ができる国及び地域レベルでの「キャリア・進路教育センター」を運営し、センター間のネットワークを構築する予定でもある。地域の「キャリア・進路教育センター」は、2016年5月現在、全国に203の地域にセンターが設立されている。また、キャリア情報ネットワークシステムのコンテンツを改善し、学習者のニーズに応じたキャリア情報を提供することになっている。そして、児童・生徒のキャリア選択に最も大きな影響を与えている保護者にも「キャリア・

進路教育」を提供するために、保護者への研修や保護者用の「キャリア・進路教育」プログラムの拡大や現在発行されているキャリア情報誌の「ドリームレター」と子ども番組の「進路レシピ」など「キャリア・進路教育」コンテンツの利用率の向上にも力を注ぐこととなった。

主なものは表2のとおりである。

5. 『教育課程』と「キャリア・進路教育」の編成運営

学校教育課程において「キャリア・進路教育」の編成は選択教科として「進路と職業」、「創意的な体験活動」において「キャリア・進路教育活動」、そして一般教科との連携で「キャリア・進路教育」を行なうことになっている。

学校の「キャリア・進路教育」実態調査によると、2013年現在中学校と高校で「進路と職業」を採択しているのは中学校は77.6%、高校52.3%である¹⁴。

この「キャリア・進路教育」の実態調査の結果、「創意的な体験活動」領域における「キャリア・進路活動」年間時間数は、中学校の場合平均20時間、高校では週当たり34時間である。

「キャリア・進路教育」の内容は以上のような教科教育以外にも、進路心理検査、進路相談、進路サークル、そしてキャリア体験などがある。

表2 進路体験活性化及び進路教育インフラ拡充のための推進課題及び細部課題

政策領域	推進課題	細部課題
キャリア体験活性化	1. 良質の進路体験先の確保及び充実化	1. 社会全般に対する進路体験先の提供雰囲気の拡散 2. 安全で信頼できる進路体験先の提供 3. 進路体験先の質の管理強化
	2. 進路体験プログラムの拡大	1. 多様な進路体験プログラムの提供 2. 充実な進路体験プログラムの運営
キャリア教育インフラ拡充	1. 進路教育支援体系の構築	1. 進路教育専担機関の構成運営 2. 関連機関との協力ネットワークの構築
	2. 進路教育のネットワーク改編及び進路教育の強化	1. ユーザ中心の進路ネットワークの改編 2. 保護者の進路教育の強化

出所) 教育部 (2016年4月5日)「自由学期制の定着と拡散のための第2次進路教育5ヵ年基本計画 (2016-2020)」 p.5より作成。

教育部は、『教育課程』のなかで「学校におけるキャリア・進路教育目標と達成目標」を「児童・生徒自らが自身の進路を創造的に開発し、継続的に発展させて成熟した民主的の市民として幸せな生活を生きていくことができる能力を養う。」と定め、詳細目標として、「①自己理解と社会的能力開発、②仕事と「職業世界」の理解、③進路探索、④進路デザインと準備」という4つを設けている。また、学校種別には、次のように定めている。

「初等学校」では、「肯定的な自己概念を形成してキャリア探索と計画と準備のための基礎的素養を育てる」。

→自分の興味のある仕事を10種類以上選び、多様な方法で情報を収集し、職業辞典（仕事の内容、なれる資格・方法）を作る。

中学校では、「基礎的なキャリア能力を発展させながら、体系的に進路を探索し、その後の進路について準備するようにする」。

→興味のある仕事を20種類以上選び、5種類以上（仕事の内容、なれる資格・方法、教育、報酬、やりがいの有無、長所と短所など）に関する職業辞書を作る。

高等学校では、「将来に関連した職業や教育の機会について、より具体的に探索して、合理的に設計し、実践できるように準備する」とある。さらに一般系高校と特性化高校を次のように分けている。

→一般系高校：希望や関心のある職業3つの以上を選び、体験をし、仕事に関する報告書を作成する。

→特性化高校では自分の専攻にかんする職業3つの以上を選び、職業報告書を作成する。

5.1 「進路と職業」における「キャリア・進路教育」

前述のように、高校では2007年「生徒の適性と素質に応じた進路開拓能力」の涵養を教育目標として選択科目の一つとして、2009年には中学校においても「進路と職業」が選択科目として設けられた。では『教育課程』のなかで「進路と職業」とは何か、その目標、内容、方法についてみ

てみよう。

1) 教育目標

①中学校

2009年『改訂教育課程』において中学校の「進路と職業」の教育目標は、「自分と職業との関連について幅広い探索と体験を通して肯定的な自己概念と進路及び職業に対する積極的な態度を形成し、自分の進路を合理的に設計し、主導的に開拓することができる能力を持つようにする。」と定められている。これらの目標を達成するために、ア) 進路と職業の意味を理解して、進路に関する独自の特性を幅広く探索し、自分自身を知ろうと努力する肯定的、かつ積極的な態度を持つ。

イ) 職業世界の多様性と力動的に変化する様子を理解し、自己主導的に職業世界を探索することができる力量を養う。

ウ) 将来の自分の職業と職業人として必要とされる役割をはじめ、興味のある進路及び職業に関する多様な探索と分析に基づいて、自分に適した進路及び職業を探索できる能力を養う。

エ) 自分と職業との関連の探索の下に、今後の自分の進路を合理的に設計し、実践するための能力を養う。

②高等学校

高校の「進路と職業」教科の教育目標は、「自分に適した進路と職業を探索し、合理的に決定し、これを体系的に計画し、実践する能力を持つようにする。」と述べながら、さらに「自分に適した進路と職業を探索し合理的、かつ体系的に計画し、実践できる能力を持つようにする。」と定めながら、詳細目標として、

ア) 生活の中で進路と職業の重要性を認識し、仕事と職業について肯定的、かつ積極的な態度を身につけるようにする。

イ) 自分の特性と諸条件、様々な職業世界について総合的理解し、自分の進路を探索する。

ウ) 合理的な進路意思決定に基づき、自分の進路を計画し、準備する。

さらに、中学校や高等学校の「進路と職業」教科の教育目標は、一般的に自分自身の特性と諸条

件、そして多様な職業世界の総合的な理解に基づき、自分の進路を探索して、合理的な「進路意思決定過程」を介して進路を決定、計画し、準備することとある。

2) 教育内容

中学校の「進路と職業」の教育課程の内容は、表3に示したように、「自己発見」、「職業世界の理解」、「進路探索」、「進路意思決定や計画」など

4つの領域に分かれていて、各領域には、「自己の特性の探索及び理解」、「職業世界の探索の方法理解・活用」、「様々な職業人の役割モデルの探索」など3-4個の内容要素が提示されている。高校の内容システムは表4に示したように、「自己進路」、「進路探索」、「進路意思決定」、「進路計画と準備」など、4つの領域で構成されており、「自己の特性及び諸条件の理解」、「様々な職業の世界

表3 中学校におけるキャリア教育と職業の領域及び学習内容体系

領域	学習内容
自己発見	<ul style="list-style-type: none"> ・生活、進路、職業の意味について理解 ・自己の特性について探索の理解 ・自己に相応しい長・短期進路の探索
職業世界の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・職業世界の多様性と未来の職業世界の理解 ・職業世界の探索の方法理解・活用 ・職業と関連した偏見や固定観念を克服する方法の理解
進路の探索	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校卒業後の教育経路探索 ・暫定的に進路に関する情報探索・分析 ・様々な職業人の役割モデルの探索 ・成功的な職業生活のための条件と職業倫理を理解
進路意思決定及び計画	<ul style="list-style-type: none"> ・進路意思決定の方法の理解と自己責任感認識 ・自己の希望進路・職業選択及び具体的情報の探索 ・中学校卒業後の具体的な進路計画の策定 ・進路計画実践と生涯学習に関する意味を理解

出所) 教育部 (2009) 『2009改定教育課程』より作成

表4 高等学校におけるキャリア教育と職業の領域及び学習内容体系

領域	学習内容
自己理解と進路	<ul style="list-style-type: none"> ・生活、進路、職業の意味を理解 ・自我停滞感や自尊心の意義の理解と確立 ・自己の特性及び諸条件の理解 ・総合的な自己理解と進路探索
進路探索	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な職業の世界の理解 ・将来の社会の職業世界の変化を理解 ・継続教育のための理解と探索 ・様々な職業人の探索 ・自己に適した進路探索
進路意思決定	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の進路障壁と葛藤の診断と解決案探索 ・合理的な進路意思決定プロセスおよび方法の理解 ・自己の希望職業の選択
進路計画及び準備	<ul style="list-style-type: none"> ・進路計画の理解と策定 ・ロールモデルの設定 ・進学と就職準備 ・幸せな職業生活のための準備

出所) 教育部 (2009) 『2009改定教育課程』より作成

のがして、「進路計画の理解と樹立」などの領域ごとに4つの内容要素が提示されている。

3) 教授・学習方法

「進路と職業」の科目では「生徒中心の探索と体験と活動の中心の様々な授業方法」が推奨されている（教育科学技術部，2011a：42-43，2011b：125）。生徒中心の探索活動は、オンライン、職業辞典、関連動画、成功事例、新聞の切り抜きなど、様々な情報源を積極的に活用する探索活動が推奨されている。

例えば、中学校「進路と職業」のなかの「自己発見」領域では、「進路職業関連サイトや各種の標準化検査、職業カードなど」を活用した探索活動が推奨されて、「職業世界の理解」領域では、「進路及び職業関連サイトや新聞、放送メディア」を活用した探索活動が推奨されている。教室では自分自身と職業世界の客観的な情報を理性的に探索する活動が推奨されており、地域社会の人的資源と物的資源を最大限に活用して、様々な事例を活用して、生徒一人一人の役割モデルを探索する活動も推奨されている。例えば、夢を叶えた専門家に講義を依頼することと、公共及び民間機関を生徒が訪問して直接見て感じるができるよう、「体験活動」も進めている。

5.2 「創意的な特別活動」と「キャリア・進路教育」

「創意的な特別活動」とは教育課程に新たに設けられもので、これによって児童・生徒の発達段階、興味、素質、学校と教師のニーズや地域社会の実情に応じて、学年別に活動領域と内容を選択

して集中的に教育課程を編成することができるもので、実施に当たって次のような基準を設けている。

- ・学年を分けず編成する方法と学年群別に編成する方法がある。

- ・活動領域の側面では、各活動領域別に均等に編成する方法、重点活動領域を選定して編成する方法、自由に編成する方法などがある。

そして「キャリア・進路教育」は、就職の斡旋指導や大学進学等の受験指導を目的とするのではなく、児童・生徒の生涯にわたるキャリア形成の能力を身につけさせるための進路指導である。と定めている。

「創意的な教育活動」の活動領域には、次の表5のように自己理解、進路情報探索、進路計画、進路体験の4つの活動領域と分ける。

6. 『教育課程』にみられる「キャリア・進路教育」とキーコンピテンシー

児童・生徒に育むべきキーコンピテンシーとはなにか。

『教育課程』にみられる「キャリア・進路教育」とキーコンピテンシーについてみると、次のとおりである。

- ① 初等学校1，2年生の初期段階から基礎的な国語使用能力と計算能力の教育を学校が責任をもつ。
- ② 「国民共通教育課程」（初等学校1年から高校1年までの10年間）必要な基礎・基本的な教育を実施する。

表5 「創意的な体験活動」の領域

活動領域	活動別内容説明
自己の理解活動	・自己理解と心性啓発、自己のアイデンティティの探求、価値観の確立の活動、各種進路検査等
進路・情報探索活動	・学業情報の探索、入試情報の探索、学校情報の探索、学校訪問 ・職業情報探索、資格および免許制度探索、職場訪問、職業訓練、就職等
進路計画活動	・学業と仕事のための進路設計、進路指導や相談活動等
進路体験活動	・学業及び職業世界の理解、職業体験活動等

出所) 教育部 (2009) 『2009 改定教育課程』より作成

③作品活動、探検、実験学習、ディスカッション形式の授業など教科の特性に応じて、2～3時間でまとめて効率的に授業を行う。

④児童・生徒のレベルと能力に応じて、学ぶべき教科と学習時期を学校が自律的に決定することができるようにする。

⑤「初等学校」低学年の共働きの家庭の子どもたちのために、学校に「世話教室」を設け、放課後も充実した時間をすごすことができるようにする。

結び

以上、韓国における「キャリア・進路教育」について『教育課程』を中心に考察した。2000年代に入り大卒者の就職難や少子化による生産年齢人口の減少など社会問題の解決のために学校教育の中に正規の教科として導入された「キャリア・進路教育」には、次のような課題が明らかになった。

第一に、「キャリア・進路教育」が教育課程に正式に編成されたが、教育内容が生徒のニーズや社会の実情に応じたものというより形式的なものが多いと思われる。そして、「創意的な体験活動」も学校によっては授業の編成時数は形式的なものが多く、「進路と職業」という選択教科の場合、受験中心の教育方針でできず、多くの生徒が採択してないのが実情である。

また「キャリア・進路教育法」や「自由学期制」の導入などで「キャリア・進路教育」の土台作りはできたものの『教育課程』において「自由学期制」を支援できる体系的なカリキュラムは非常に乏しい状態である。

第二に、「キャリア・進路教育」の内容がキャリア心理検査、キャリア相談などをはじめ現実的ものが少なく、学習者のニーズに応じたプログラムを開発する必要がある。学校で行なわれている「キャリア・進路教育」プログラムは理論中心のもので、体験中心の実践的なプログラムの開発が求められている。

第三に、キャリア体験の支援の向上のために、

制度的支援とともに民間企業や地域社会の協力を高める必要がある。

第四に、一般教科のなかで「キャリア・進路教育」との連携のためには、教師への積極的な支援が必要である。要するに、「キャリア・進路教育」は「進路担当教師」だけでなく、学校管理者、担任教師など全ての教師が「キャリア・進路教育」に対する認識を持って「進路担当教師」と協力して生徒のための「キャリア・進路教育」システムを築かなければならない。そのためには、教職課程において「キャリア・進路教育」関連教科を今のような選択教科ではなく必修科目として位置付けなければならない。そして教師自らがキャリア体験が乏しい人が多いので、教師に対する体験学習がより改善されなければならないのである。

第五に、「進路担当教師」の専門性の強化のための制度的改善と支援が必要である。速成で教育課程や教員養成を制度化したため専門的な教育を受けていないことも大きな課題である。

参考文献・資料

- 教育科学技術部・労働部・保健福祉家族部（2010年2月）. 「進路教育総合計画」.
教育科学技術部（2010）. 進路進学相談（中等）教師充院及び活動基本計画（案）.
教育科学技術部（2010）. 進路進学相談（中等）教師満院及び活動基本計画（案）.
教育科学技術部（2011a）. 中学校選択教科教育課程（教育科学技術部告示第2011-361号 [別冊18]）の中で進路と職業教育課程 pp.38-43.
教育科学技術部（2011b）. 高校教養教科教育課程（教育科学技術部告示第2011-361号 [別冊19]）の中で進路と職業教育課程 pp.122-126.
李ジョンボム（2011年5月）. 「進路進学相談教師導入背景及び要請課程」『韓国進路教育学会学術大会誌』韓国進路教育学会.
教育科学技術部（2012）. 初・中等学校教育課程総論（教育科学技術部告示第2012-31号 [別冊1]）
教育科学技術部（2012.4.20.）. 児童・生徒の発達段階による「学校進路教育の目標と到達基準」.
教育科学技術部（2012.4.20.）. 児童・生徒の発達段階による「学校進路教育の目標と到達基準」.
教育部（2013.5.28.）. 幸福な学校生活による児童・生徒の夢と才能を見つける.
崔ウォンヒョン（2014年3月）. 他2「2009改訂中・高等学校「進路と職業」教科教育課程改善のためのHurstの教育観の分析」『教育文化研究』20（1）,

仁河大学教育研究所。

高ソングン (2014年8月). 「教育課程採光性を通してみた初等教育進路教育の実践方案 (方向)」『文化交流研究3 (2)』, 韓国国際文化交流学会.

教育部 (2014年11月6日). 「2014年進路進学相談教師 5,208人まで拡充」(教育部報道資料).

教育部 (2012-2014). 学校進路教育の実態調査資料.

崔ウジェ他(2015). 「進路教育発展方案に関する研究」. 韓国職業能力開発院

教育部 (2015年5月29日, 9月1日 (報道資料)).

文部科学省生涯学習教育局『外国の教育動向』(内部資料)

教育部 (2015). 進路進学専担教師の配置状況現況 (教育部内部資料).

張ヒョンジン (2015). 進路教育の現況と課題. 韓国職業能力開発院.

教育部 (2016年4月5日). 「自由学期制の定着と拡散のための第2次進路教育5カ年基本計画 (2016-2020)」.

教育部報道資料 (2016年4月5日). 第2次進路教育5カ年 (2016-2020) 基本計画発表.

注

- 1 National Human Resource Development Plan. 「国家的資源の開発第1次基本計画」は、2001年に策定され、2005年までの5年間に推進されており、第2次基本計画は、2006年から2010年まで5年間、国家が推進すべきHRD政策課題で20部・処(省・庁)共同の政策である。この計画は「人的資源開発基本法」第5条によるHRD分野の法定総合計画として「学習社会と人材強国建設政策」の一つとして人と知識主導型の成長のために人的資源の分野において国家競争力が世界10位を目標としている。
- 2 韓国ではキャリア教育を「進路教育」という。
- 3 韓国政府が教育部告示の「教育課程」(日本の学習指導要領に相当する)によって初等・中等学校の教育内容を告示するようになったのは、1954年4月のことである。以後、63年、73年、81年、87年、92年、97年と改訂が重ねられてきた。それぞれ、第1から第7次教育課程といわれ初等・中等学校が依拠すべき教育課程が示されている。これまででは、全面改定で、07年からは部分改定が行われ、07年、09年、11年、15年に部分改正で、07年からは「第○次」という数字を言わなくなった。
- 4 1948年8月大韓民国政府樹立直前の1948年7月「文教部」として新設され1990年12月「教育部」と改編。2001年1月「教育部」を「教育人的資源部」と改編し、「教育人的資源部長官(大臣)」が副総理を兼任するようになる。2008年2月「科学技術部」を吸収合併し、「教育科学技術部」と再編し、副総理制度は廃止。2013年3月「教育

科学技術部」を廃止し、再び「教育部」となる。この際に「科学技術部」は、「未来創造科学部」に移転。2014年11月「教育部長官」が副首相を兼任するようになる。

- 5 職業教育訓練政策と資格制度に関する研究と職業教育訓練プログラムの開発・普及など、職業能力の開発に関する研究事業を効率的に行うことを目的に、1997年に設立された国務総理室傘下の国策研究機関である。
- 6 「自由学期制度」は、中学校の教育課程のうち特定の1学期間を「自由学期」と定め、職業体験など、多様な体験活動を重点的に行うほか、普通教科の授業を討論や実習中心に運営する。中間・期末考査など、教科試験は原則として行わない。
- 7 中学生は必ず1回以上職場体験をしなければならない。中学や高校生は年2回以上キャリアカウンセリングを受けなければならないなど、児童・生徒や保護者に体験中心のキャリア教育の実施が主な内容である。
- 8 「弘益人間」とは、広く人間世界に利益を与えることの意味で、檀君による韓国の建国理念とされている。
- 9 「方案」とは方向を示した案の意味で、第2次は「第1次進路教育5ヵ年計画」を引き続く計画で、国家レベルのキャリア教育システムを構築するためのもので、事前研究(崔ウジェ他, 2015)、と2015年11月3日、2016年1月から2月までに一般公聴会や関係機関の意見照会などを経て、制定、公布された。
- 10 児童・生徒のキャリア設計能力の強化を目的として、今後初等学校・中学校・高等学校のうち、特定学年や学期のなかで、キャリア教育を再構成し、他教科と連運営し、期末テストの評価と課程中心の評価を実施する。
- 11 一般的に低所得の家庭、多文化(外国人)家庭、北朝鮮からの脱北住民の児童・生徒のことを言う。
- 12 2013年教育科学技術部と国家科学技術委員会の科学技術と放送通信業務、知識経済部の業務を統合し新設された国家行政機関。科学技術イノベーション政策の策定・総括・調整・評価、科学技術の研究開発・協力・振興、科学技術の人材養成、原子力研究・開発・生産・利用、国家情報化企画・情報保護・情報文化、放送通信の融合・振興及び電波管理、情報通信産業、郵便・郵便為替及び郵便振替に関する事務を管掌する。
- 13 「キャリア・進路教育法」第19条同法施行令第9条及び施行規則第4条、第5条に基づき、教育部と韓国職業能力開発院が認証する職場で、児童・生徒らに無償でキャリア体験の場を提供する制度で2020年までに2万箇所を予定としている。
- 14 韓国職業能力開発院 (2014). 「学校職業教育実態調査」。